

最高裁秘書第4608号

令和元年9月18日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村

慎



司法行政文書開示通知書

令和元年6月25日付け（同月26日受付、第014095号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成25年12月24日付け契約書（片面で8枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書には、公にすることにより法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（代表者の印影）が記載されており、この情報は、行政機関情報公開法第5条第2号イに定める不開示情報に相当することから、この情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

契 約 書

乗用自動車(以下「物品」という。)の交換に関し、買主最高裁判所(以下「発注者」という。)と、東京トヨタ自動車株式会社(以下「受注者」という。)は、次の条項により交換契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

(物品の品目、規格等)

第1条 物品(発注者が受け入れる自動車(以下「受物品」という。)及び発注者が引き渡す乗用自動車(以下「渡物品」という。)の品目、規格、数量、単価及び交換差金は、次のとおりとする。

- (1) 品 目 乗用自動車(4,900cc以上5,000cc未満ハイブリッド)
- (2) 規 格
- (3) 数 量 } 別紙記載のとおり
- (4) 単 価 }
(5) 交換差金 金15,000,030円

(うち消費税及び地方消費税額金714,287円)

(物品の交換の期限及び場所)

第2条 物品の交換の期限及び場所は、次のとおりとする。

- (1) 交換期限 平成26年3月31日
- (2) 交換場所 最高裁判所
- (3) 受注者は、受物品について、車両検査及びその他一切の手続を完了して発注者に引き渡すものとする。この場合における費用は受注者の負担とする。ただし、自動車損害賠償責任保険料及び自動車リサイクル法に基づくリサイクル料金は、発注者が別途負担する。
- (4) 受注者は、渡物品について、一切の手続きに係る費用を負担する。

(契約保証金)

第3条 契約保証金は、免除する。

(債権譲渡の禁止)

第4条 受注者は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を発注者の承認を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(受物品の検査及び引渡し)

第5条 受注者は、受物品の引渡しの準備が完了した場合には、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の通知を受理した場合には、受理した日から起算して10日以内に、発注者の定めた検査職員に必要な検査を完了させ、これに合格したときは、遅滞なく受物品の引渡しを受けなければならない。

3 発注者は、必要がある場合には、受物品の解体又は試験をして検査を行うことができるものとし、この場合における費用の負担は、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

4 受注者は、受物品が第2項の検査に合格しなかった場合には、発注者の指示に従い、遅滞なく受物品の取替え又は補修をし、再度の検査を受けなければならない。

この場合における検査の完了の時期は、発注者が新たに受物品の引渡しの通知を受理した日から起算して、10日以内とする。

(渡物品の引渡し)

第6条 受注者は、発注者に受物品を引き渡した後、発注者又は発注者の指定する職員の立会いのもとに、渡物品を発注者の指定する日までに引き取るものとする。

(所有権の移転)

第7条 交換物件の所有権は、第5条及び第6条の規定により、引渡しを完了したときをもって、相互に移転するものとする。

2 前項に規定する所有権の移転前に生じた亡失、損傷については、発注者及び受注者双方がそれぞれの引渡し物件について賠償の責を負うものとする。ただし、相手方の故意又は重大な過失による場合はこの限りではない。

(交換差金の支払)

第8条 受注者は、受物品の引渡し及び渡物品の引取りを完了した場合には、遅滞なく適法な交換差金の支払請求書を、発注者に提出するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求書を受理した日から起算して30日(以下「約定期間」という。)以内に、受注者の指定する銀行口座に振り込むことにより支払うものとする。

(履行遅延の賠償)

第9条 発注者は、約定期間内に交換差金の支払をしなかった場合には、遅延損害金を受注者に支払わなければならない。

2 受注者は、その責めに帰すべき事由により受物品の引渡しを遅延した場合には、遅延損害金を発注者に支払わなければならない。

3 前二項の遅延損害金は、第1項の場合においては支払が遅延した金額に対し、遅延日数に応じて年3.0パーセントの割合で、第2項の場合においては引渡しが遅延した部分についての受物品の代価に対し、遅延日数に応じて年5.0パーセントの割合で、それぞれ計算した額とする。ただし、その額に100円未満の端数がある場合には、これを切り捨て、その額が100円未満である場合にはその支払を要しないものとする。

(検査の遅延)

第10条 発注者がその責めに帰すべき事由により、第5条第2項又は第4項に規定する期間内に検査を完了しなかった場合には、その期間を経過した日から検査を完了した日までの日数(以下「遅延期間」という。)を約定期間から差し引くものとする。この場合において遅延期間が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は満了したものとみなし、発注者は、その超える日数に応じ、前条第1項及び第3項に規定する遅延損害金を受注者に支払うものとする。

(危険負担等)

第11条 受物品の引渡し前に生じた損害は、発注者の責めに帰すべき事由による場合を除き、受注者の負担とする。

2 天災、その他の不可抗力により債務の履行が不能となった場合には、発注者又は受注者は、相手方の同意を得て、この契約を無償で解除することができるものとし、

既に要した費用については、発注者及び受注者の各自負担とする。

(瑕疵担保責任)

第12条 受注者は、受物品の瑕疵を原因として滅失、破損、変質、性能の低下等が生じた場合には、取替え、補修その他の措置を講じ、又は損害の賠償をしなければならない。その場合における担保の期間は、3年とする。

(発注者の契約解除権)

第13条 発注者は、受注者（その代理人及び使用人を含む。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。

- (1) この契約の条項に違反した場合
- (2) 検査職員の検査を妨げ、又は妨げようとした場合
- (3) 詐欺その他不正行為をし、又はしようとした場合
- (4) その他、この契約の目的を達することができないと認められる場合

2 前項の規定による契約の解除に伴う必要な費用は、受注者の負担とする。

(受注者の契約解除権)

第14条 受注者は、発注者がこの契約の条項に違反し、又は著しくこれと異なる指示をしたため、この契約を履行することが不能となった場合には、これを解除することができる。

2 前項の規定による契約の解除に伴う必要な費用は、発注者の負担とする。

(違約金)

第15条 第13条又は前条の規定により契約が解除された場合には、受注者又は発注者は、違約金として契約金額（交換差金額）の10分の1に相当する金額を、発注者又は受注者の指定する期限内に支払わなければならない。

(談合等の不正行為にかかる違約金)

第16条 受注者はこの契約に関し、次の各号のいずれかに該当する場合には、発注者の請求に基づき、契約金額（交換差金額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期限内に支払わなければならない。

- (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（同委員会が、受注者に対して、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行い、又は確定した当該納付命令を独占禁止法第51条第2項の規定により取り消した場合を含む。）。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定による排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものとし、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」と

いう。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。ただし、受注者が独占禁止法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が独占禁止法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当麻痺の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、その証明を発注者が認めたときはこの限りでない。

- (3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 受注者は受注者の代理人の刑法第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の契約金額(交換差金額)の10分の1に相当する額のほか、契約金額(交換差金額)の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期限内に支払わなければならない。
- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項、第8項又は第9項の規定の適用があるとき。
- (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者又は受注者の代理人(受注者が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 受注者が発注者に対し、独占禁止法に抵触する行為をしていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 受注者は、契約の履行を理由として、前二項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。(談合等の不正行為にかかる発注者の契約解除及び違約金に関する遅延利息)
- 第17条 受注者が前条の違約金を発注者の指定する期限内に支払わないときは、発注者は何らの通知催告を要せずこの契約の全部又は一部を解除することができるものとし、受注者は当該期限を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。(属性要件に基づく契約解除)
- 第18条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当すると認めるとときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。

) の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。) が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又は暴力団員等(同法第2条第6号に規定する暴力団員又は第32条第1項第2号ないし第4号に規定する者及び団体をいう。以下同じ。) であるとき。

- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第19条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第20条 受注者は、前二条のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 受注者は、前二条各号の一に該当する行為を行った者(以下「解除対象者」という。)を再請負人等(再請負人(再請負が数次にわたるときは、すべての再請負人を含む。)、受任者(再委任以降のすべての受任者を含む。)及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第21条 受注者は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負契約人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者に該当する再請負人等との契約を解除させるようにしなければならない。

2 発注者は、受注者が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該解除対象者である再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者である再請負人等との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第22条 発注者は、第18条、第19条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

2 受注者は、発注者が第18条、第19条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、第15条に定める方法等に従いその損害を賠償するものとする。

(不当要求等に関する通報等)

第23条 受注者は、自ら又は再請負人等が、暴力団又は暴力団員等、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当要求等」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当要求等の事実を発注者に報告し、さらに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

(紛争の解決)

第24条 この契約書の各条項において発注者及び受注者が協議して定めるものにつき、協議が整わない場合その他この契約に関し発注者受注者間で紛争が生じた場合には、発注者及び受注者が協議により選任した者のあっせん又は調停によりその解決を図ることとする。この場合における紛争の処理に要する費用は、発注者及び受注者が協議して特別の定めをした場合を除き各自これを負担する。

(契約の疑義)

第25条 この契約に定めのない事項、その他疑義のある場合には、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自これを保有する。

平成25年12月24日

発注者 東京都千代田区隼町4番2号
最高裁判所支出負担行為担当官
最高裁判所事務総局経理局長

垣内正

受注者 東京都港区三田三丁目11番34号
東京トヨタ自動車株式会社
代表取締役

川島新一

(別紙)

1 発注者が受け入れる自動車（「受物品」）

交換場所	規 格	数 量	单 価
最高裁判所 千代田区隼町 4-2	トヨタ レクサス LS600hL DAA-UVF46-AEXQH (Z)	1	13,714,286 円

小 計 1台	金 13,714,286 円
付属品計	金 986,572 円
消費税計	金 735,042 円
合 計	金 15,435,900 円

付属品内訳

品 目	单 価	数 量	金 額
フロアマット	110,000 円	1	110,000 円
ハーフシートカバー (2セット)	120,000 円	1	120,000 円
読書灯	52,000 円	1	52,000 円
サイドバイザー	50,000 円	1	50,000 円
エンドレタヤ (アルミイル付き 4本セット)・フィルム	428,572 円	1	428,572 円
SPミラー	36,000 円	1	36,000 円
フラッグポール一式	190,000 円	1	190,000 円

合計	金 986,572 円
----	-------------

2 受注者が引き渡す自動車（「渡物品」）

車 名	年 式	型 式	車 体 番 号	登 録 番 号	数 量	金 額
トヨタ センチュリー	10	E-GZG50	GZG50-0002840	品川35の 1868	1	415,115 円

小計	1台	金 415,115 円
消費税		金 20,755 円
合計		金 435,870 円

3 交換差金

15,435,900 円	—	435,870 円	= 15,000,030 円
--------------	---	-----------	----------------

